

家畜衛生だより

Animal Hygiene News Letter

第300号

令和8年2月発行



新潟県

発行元：中央家畜保健衛生所

〒959-0423 新潟市西蒲区旗屋 686

TEL 0256-88-3141 FAX 0256-88-3185

Mail ngt066010@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ -北帰行期の警戒を-

令和7年シーズンは、本県2事例（11月発生）を含む13道府県18事例（採卵鶏13事例、肉養鶏4事例、うずら1事例）発生し、約423万羽が防疫措置対象となっています。野鳥等でも13道府県78事例（新潟県2事例を含む）でウイルスが確認されています。（2月2日時点）

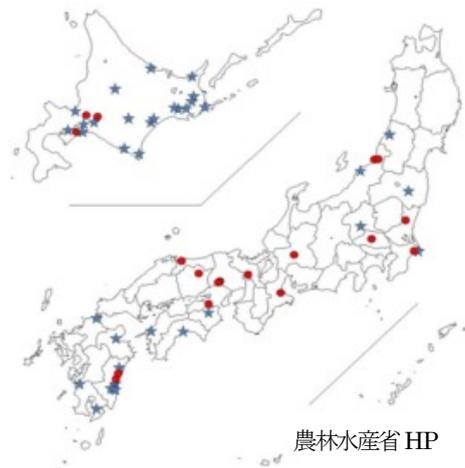
3月以降渡り鳥が営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

※ 県内発生2事例の疫学調査報告書が農林水産省のホームページ内にありますので参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省 HP

～大臣指定地域について～

1月1日より県内では村上市、胎内市、新発田市、聖籠町、柏崎市、上越市の一部が指定されました。その地域内の養鶏場では、①発生に備え、消毒薬の備蓄と塵埃対策に必要な資材などの準備、②農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討する必要があります。

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善しましょう。

■人・物・車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用

■塵埃対策

- ・鶏舎周辺の散水・消毒
- ・換気や出荷作業前等には消毒液散布

■野生動物の侵入防止・誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- ・農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置等

定期報告書の提出をお願いします 報告期限：令和8年3月6日（金）

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられていますので、期限までに報告してください。不明な点がありましたらお問い合わせください。

豚熱

令和7年度は、4、5及び10月に群馬県で発生が確認されました。平成30年9月以降、23都県100事例発生し、約43.6万頭が殺処分されています。野生イノシシでの感染も継続しており、新たに4月宮崎県、8月福岡県、11月鹿児島県で野生イノシシの感染が確認されています。

新潟県では野生イノシシ（捕獲・死亡）について豚熱の検査を継続していますが、令和7年度は、令和8年1月31日時点で232頭検査し13頭（胎内市1頭、新発田市10頭、新潟市1頭、長岡市1頭）の感染が確認されています。

野生動物の侵入防止や農場出入り時の消毒等、ウイルスの侵入防止対策に努めることが重要です。

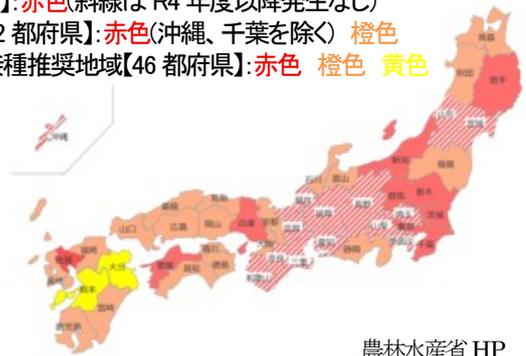
本県の野生イノシシの検査状況

年度	検査数	陽性数
H30	15	0
R1	139	0
R2	245	37
R3	219	10
R4	224	7
R5	321	18
R6	336	20
R7	232	13
計	1,731	105

(令和8年1月31日時点)

全国の状況

飼養豚発生県【24都県】:赤色(斜線はR4年度以降発生なし)
野生イノシシ発生県【42都府県】:赤色(沖縄、千葉を除く) 橙色
飼養豚へのワクチン接種推奨地域【46都府県】:赤色 橙色 黄色



農林水産省 HP

家畜の伝染病発生状況（新潟県）

令和7年（1～12月）に県内では家畜伝染病（法定伝染病）は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病は、牛伝染性リンパ腫が毎年15件前後で推移しています。豚丹毒はと畜場での発生です。

牛伝染性リンパ腫は牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）の感染によって起こり、1989年に届出伝染病に指定されて以降、全国的に発生件数は増加の一端を辿っています。治療法やワクチンはないため、農場のBLVに感染状況を把握し、感染防止対策を実施することが重要となります。「農場の感染状況を知りたい」や「防止対策を実施したい」など家畜保健衛生所にご相談ください。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	3	24
みつばち	アカリング二症	1	4

家畜人工授精所を開設していない畜産農家での精液等の取扱いについて

令和2年に家畜改良増殖法が改正され、家畜遺伝資源の適正な生産・流通・利用を確保するために、人工授精用精液等の適正な管理が求められています。精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡（無償含む）することはできません。
- 保存容器（ストロー等）と家畜人工授精用精液証明書等は一体（一致）管理する（ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません）。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿などを記録し保存する。